

令和3年1月8日  
東京海上保安部

東京海上保安部から各種申請及び届出についてのお知らせ

新型コロナウイルスに関する緊急事態宣言の発令に伴い、各種申請及び届出について当分の間以下のとおりとしますので、ご理解ご協力の程よろしく願いいたします。今後、状況等の変化に応じて変更する場合があります。

○東京海上保安部での窓口業務は、通常どおりです。

○電子申請が可能な手続きは、「NACCS」を積極的に利用するようにお願いします。

○書面申請については、従来どおり窓口での申請の他、当面は FAX 又はメールでも受付ができます。FAX 又はメール送信の場合は、必ず事前に下記の担当係へ電話連絡をしていただくとともに、申請書本紙を郵送にて速やかに送付してください。

○ただし、工事・作業許可申請、行事許可申請又は海上交通安全法に基づく許認可手続きについては、窓口又は郵送にて申請してください。なお、新型コロナウイルスの感染リスクを低減する観点から可能であれば郵送による申請方法を推奨します。郵送いただく場合は、必ず事前に下記の担当係へ電話連絡の上、工事・作業許可又は行事許可申請については申請書本紙1部、海上交通安全法に基づく許認可手続きについては申請書本紙2部を第二海務係へ送付してください。また、着手予定日が1か月未満の場合は必ず事前にご相談ください。

○窓口では感染予防のため、申請者の皆様にマスク着用、手の消毒をお願いするとともに、窓口での接触を最小限とする取り組みを行っていますので、ご協力をお願いします。

【東京海上保安部航行安全課】

〒135-0064 東京都江東区青海 2-7-11

電話 03-5564-2022 又は 2023

FAX 03-3599-0922

窓口受付時間 平日 午前9時半～正午 午後1時～5時

【担当】

届出（移動、修繕、係船）、指定（錨地、停泊）、許可（危険物、西航許可）→第一海務係

届出（入出港、係留施設、海上交通安全法関連）、許可（工事・作業、行事）→第二海務係